

○提出された意見に対する市の考え方及び対応方針

反映区分	延べ件数
A 計画に反映した（している）	0件
B 計画には反映していないが、他の施策の中で取り組んでいる	4件
C 今後の計画推進の中で参考にする	0件
D 計画に反映できない	1件
E その他（質問、感想など）	1件
合計	6件

意見番号	主な該当頁	意見の要旨	市の考え方	対応方針
1	13 14	市民活動団体との協働について記載があるが、市と活動団体との作業配分について、具体的な比率はあるか。	<p>本計画 14 頁「5 住民参加による森林の整備に関する事項」の項目は、住民参加による森林づくりに対する理解と関心を深めるための取り組みについて、鎌倉市緑の基本計画とも整合する取り組みとして緑化推進団体や地域住民との連携について記載しています。</p> <p>森林の維持管理は基本的にはその所有者が行い、本計画で定める、地域における森林・林業の特徴を踏まえた森林整備の基本的な考え方や、地域の実情に即した森林整備を推進するための森林施業の標準的な方法等を踏まえて実施するものです。</p> <p>なお、本計画が対象とする森林のうち、市が維持管理する市有緑地の一部では、市民活動団体が自主的に計画をたて、市の了解を得て作業を行っていますが、当該計画も含め市と市民活動団体等との作業配分については特に定めてはいません。</p>	E
2	—	協働には、活動団体への財政的な援助を含んでいるのか。	<p>本計画 14 頁「5 住民参加による森林の整備に関する事項」の項目は、住民参加による森林づくりに対する理解と関心を深めるための取り組みについて、鎌倉市緑の基本計画とも整合する</p>	B

			<p>取り組みとして緑化推進団体や地域住民との連携について記載しています。</p> <p>鎌倉市緑の基本計画に位置付けた「連携の推進」の方針に沿った取り組みとして、緑化推進団体の育成と連携を実施しています。具体的には、公益財団法人鎌倉風致保存会への運営補助金の交付や市民緑地愛護会への報奨金の交付などがあります。</p>	
3	9	<p>市民活動団体の中には、県有地や市有地で竹を伐採し、加工、商品化している団体もある。しかし、公有地の竹は、商品化しても有償で販売はできないと聞いている。条例等で有償販売を可能にする方法はないか。</p> <p>産業として活用できれば、森林の保健機能の発揮や森林の保全だけでなく、雇用創出や、SDGs の観点から持続可能な経済循環につながり、大きなメリットがあると考えます。</p>	<p>本市においては、スギやヒノキを主体とした人工林の分布はあるものの、木材の生産を目的とした管理は行われておらず、搬出用の道路条件も良くないため、なりわいとして林業を営むことは非常に難しいと考えています。このため、本計画9頁「2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法」では、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を本市においては「該当なし」としています。</p> <p>本市の森林の維持管理は、森林から木材を得るといった目的のために伐採・造林・保育を行うものではありませんが、森林の保健文化機能を図るために、適切な維持管理を行うことが必要であり、その過程で発生する材等の資源の利活用の方策を検討しているところです。現在は、「市民の身近な森づくり事業」において発生材を活用した構造物の設置や、公園整備で発生した材の配布を行っていますが、今後も新たな利活用について研究していきます。</p>	D

4	9 10	<p>保健文化機能の維持促進とあるが、緑地保全と観光振興とのバランスをどう考えているか。</p> <p>観光課題として、分散観光の促進の観点から、ハイキングコースのさらなる整備、道中の休憩スポットの整備が必要と考える。</p>	<p>本計画は、地域における森林・林業の特徴を踏まえた森林整備の基本的な考え方や、地域の実情に即した森林整備を推進するための森林施業の標準的な方法等を定めたものです。</p> <p>森林の持つ保健文化機能は、快適で潤いのある生活環境の形成や、自然とのふれあいにより、人間の健康の維持増進を図る機能です。本計画では、計画の対象とする本市の森林の全域を「保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」と位置付けています。また、13頁「4 森林の総合利用の推進に関する事項」において、「自然観察・散策などを通じて、本市の自然・歴史とのふれあいを楽しめる場を市民や来訪者に提供することができるよう、森林の整備を図る。」としており、観光の振興にも寄与すると考えます。</p> <p>ハイキングコースの整備については、鎌倉市観光基本計画に沿って施策を検討していくこととなります。いただいたご意見については、当該計画を所管する部局に情報提供いたします。</p>	B
5	—	<p>市内の民有緑地では、所有者の高齢化に伴い、その管理維持が財政的にも体力的にも難しくなっていると聞く。それによって、緑地が荒廃し、公有地も含めて緑地の景観や保健衛生の点で課題があると考えます。また、市内で非課税の土地は40%存在し、所有者不明土地の全体像は不透明であると聞いた。</p> <p>これらの点について、具体的な対策はあるか。</p>	<p>民有緑地の維持管理への支援策としては、歴史的風土保存区域・近郊緑地保全区域などの樹林地において、市が除伐や枝払い等の管理を行う「樹林管理事業」や、緑地（森林）の所有者が行う維持管理作業の費用の一部を助成する「鎌倉市民有緑地維持管理助成事業」を実施しています。</p> <p>所有者不明土地へ対応する仕組みは、民法に規定された制度があり、不動産登記法の改正等も含めて、国が取り組みを進めていることから、それに沿って対応を検討することとします。</p>	B

6	13	<p>維持管理が困難な土地の管理について、緑のレンジャーやシルバー人材センターの活用や市民活動団体との連携は考えているか。</p>	<p>森林の維持管理は基本的にはその所有者が行い、本計画で定める、地域における森林・林業の特徴を踏まえた森林整備の基本的な考え方や、地域の実情に即した森林整備を推進するための森林施業の標準的な方法等を踏まえて実施するものです。</p> <p>市内の森林の多くは、地形が急峻であり、多大な労力や高度な技術が必要となるため、ボランティアによる作業は困難であると考えていますが、一部の市有緑地では、事前に計画内容の承認を受け、安全に活動ができる範囲内で、市民活動団体が作業を行っています。</p> <p>なお、鎌倉市緑の基本計画においては、緑地保全の担い手の確保・育成や連携の仕組みの充実を図るとしており、今後、多様な担い手との連携の推進を検討していきます。</p>	B
---	----	---	--	---

以上